

水産関係民間団体事業実施要領の運用について(抜粋)

平成22年3月26日
21水港第2597号
水産庁長官通知
最終改正
平成27年4月9日
26水港第4030号

第1 対象事業

この通知の対象となる事業の種類は、水産関係民間団体事業実施要領（平成10年4月8日付け10水漁第944号農林水産事務次官依命通知。以下「実施要領」という。）の第2の別表に掲げる事業とする。

第2 共通事項

1 事業実施計画の提出及び変更

実施要領第3の1の事業実施計画は、別記参考様式第1号により作成し、水産庁長官に提出するものとする。

また、事業実施計画の重要な変更は、別記参考様式第2号により作成し、水産庁長官に提出するものとする。

2 財産の運用・管理規定

事業実施主体が、補助事業実施期間後に補助事業の目的に従い事業の効果又は効率の向上を図るため、補助事業により取得した財産を実験等に供しようとする場合は、水産庁長官の承認を得なければならない。なお、実験等を委託して実施した場合も同様とする。

3 特許権の処分・放棄の協議

事業実施主体は、本事業の結果取得した特許権等に係る水産関係民間団体事業補助金交付要綱（平成10年4月8日付け10水漁第945号農林水産事務次官依命通知。以下「交付要綱」という。）第18の3に基づく利用又は処分については、次のとおりとする。

- (1) 当該事業を実施した年度及び当該年度の翌年度以降5年以内に特許権等を放棄しようとするときは、別記参考様式第3-1号により事前に水産庁長官と協議する。
- (2) 当該事業を実施した年度の翌年度以降5年を経過した後に特許権等を譲渡又は放棄した場合には、別記参考様式第3-2号により水産庁長官に報告する。

4 指導及び監督

水産庁長官は、この事業の実施に関し必要な指導及び監督を行い、必要に応じ、事業実施主体からの報告を求めることができるものとする。

第3 事業の目的、内容等

実施要領に掲げる事業を実施するために必要な個別事業の目的、内容等は以下のとおりとするほか、水産庁長官が別途定める公募要領により事業内容等を定める場合は、当該公募要領の定めるところによる。

1-1-(1)～7-2-(1) (略)

7-2-(2) 国産水産物安定供給セーフティネット事業のうち水産加工業経営改善支援事業

(1) 事業の目的

近年、著しい気候変動の影響を受け、水揚げ時期・水揚げ場所に変動が生じ、水産加工原料の安定確保が水産加工業者の重要な課題となっている。こうした中、国民に対し水産物を安定的に供給するために、水産加工業者の経営改善及び国産加工原料の安定確保を支援する。

(2) 事業の内容

気候変動による水揚げ時期・水揚げ場所の変動等により影響を受ける水産加工業者が、経営

改善のために国産加工原料の調達方法を大幅に変更する取組計画（以下「経営改善取組計画」という。）を行う場合に必要となる運送料、入出庫料等について支援を行うために以下の事業を行うものとする。

ア 水産加工業者経営診断委員会運営事業

事業実施主体は、水産加工、企業経営の専門家等から構成される水産加工業者経営診断委員会（以下「経営診断委員会」という）を設置し、申請者から提出された経営改善取組計画の内容の審査を行うものとする。

イ 経営改善保管運送料支援事業

事業実施主体は、アの委員会の審査により、経営改善のための取組として適当と認められた経営改善取組計画の申請者（以下「取組実施者」という。）に対し、経営改善取組計画の実施に必要な運送料、入出庫料、保管料、金利の一部について助成を行うものとする。

(ア) 取組実施者の要件

気候変動による水揚げ時期・水揚げ場所の変動による影響を受けた水産加工業者であって、国産加工原料の調達方法を大幅に変更する経営改善取組計画を策定すること。

(イ) 助成対象となる経営改善取組計画の要件

事業実施主体は、経営診断委員会において、経営改善取組計画が以下の a から d の要件を満たすものと認められた取組実施者に対し助成を行うことができる。

- a 気候変動の影響による国産水産物の水揚げ時期・水揚げ場所の変動等により、原料の調達方法を大幅に変更する取組であること。
- b 国産加工原料を安定的に確保することとしていること。
- c 経営改善取組計画の実施により当該水産加工業者の経営改善が図られるとともに、国民に対する水産物の安定供給に資するものであること。
- d 浜の活力再生プランの策定及び関連施策の連携について（平成26年2月6日25水港第2656号農林水産事務次官依命通知）第3に掲げる浜の活力再生プラン地域水産業再生委員会の構成員であること又は同プラン策定地域から原材料を調達している等関連性のあるものであること。

(ウ) 対象経費及び補助率

事業実施主体は、取組実施者に対し、その経営改善取組計画の実施に必要なと認められる以下の a から d までの経費の1/2を上限として助成を行うものとする。

- a 運送料
- b 冷蔵、冷凍庫、倉庫入出庫料及び保管料
- c 水産物の買取に要する借入金の金利（取組実施者の、加工原料の調達に係る買取代金の支払の日又は当該支払に充てるための借入金の貸出日のいずれか遅い日から起算し、加工品の販売代金の受取日又は販売に係る契約の日の翌月末日のいずれか早い日までの期間に係る借入金に対する金利）
- d 水産物の販売受託に要する借入金の金利（取組実施者の、加工原料の調達に係る仮払代金の支払の日又は当該支払に充てるための借入金の貸出日のいずれか遅い日から起算し、加工品の販売代金の受取日又は販売に係る契約の日の翌月末日のいずれか早い日までの期間に係る借入金に対する金利）

(エ) 助成期間

助成期間については、助成決定を受けた年度の3月末日までとする。ただし、経営改善取組計画の内容及び実証の度合いに応じて最長3ヶ年度助成を受けることができるものとするが、その場合においても毎年度事業実施主体の実施する公募に応募の上、経営診断委員会の審査を受けるものとし、これまでの経営改善取組の実施状況を考慮するものとする。

(3) 手続き等

ア 水産加工業者経営改善支援事業実施計画

事業実施主体は、あらかじめ水産加工業者経営改善支援事業実施計画（以下「支援事業実施計画」という。）を策定するものとし、別記様式第1号により水産庁長官に提出し、その承認を得るものとする。承認された支援事業実施計画の内容について重要な変更をしようとする場合も同様とする。

イ 水産加工業者経営診断委員会設置要領及び経営改善保管運送料支援事業助成要領

事業実施主体は、事業開始後速やかに水産加工業者経営診断委員会設置要領及び経営改善保管運送料支援事業助成要領（以下「支援事業助成要領」という。）（以下これらの要領を「助成要領等」という。）を策定するものとし、別記様式第2号及び別記様式第3号により水産庁長官

に提出し、その承認を得るものとする。また、承認された助成要領等を変更する場合も同様とする。

ウ 経営改善取組計画の承認

(ア) 取組実施者は、事業実施主体が支援事業助成要領において定めた様式により経営改善取組計画書（以下「計画書」という。）を作成し、事業実施主体に提出するものとする。

(イ) 取組実施者は、所属する水産加工業協同組合等（以下「水産加工協等」という。）がある場合、取組計画書を水産加工協等を経由して事業実施主体に提出することができる。この場合、水産加工協等は、取組実施者から提出された計画書を取りまとめの上、事業実施主体に提出するものとする。

(ウ) 事業実施主体は、(2) のアにより経営診断委員会を設置し、経営診断委員会において計画書の内容審査を行い、(2) のイの(イ)の要件を満たすとみなされた場合には、助成金交付候補者として選定することができるものとする。

(エ) 事業実施主体は、(ウ)の選定を行う場合には、別記様式第4号によりあらかじめ水産庁長官の承認を得なければならない。

エ ウの(エ)により水産庁長官から承認が得られた取組実施者は、事業実施主体に対し助成金の交付申請を行うものとし、事業実施主体は、経営診断委員会において認められた経営改善取組計画の実施に必要な経費を精査の上、取組実施者に助成決定を行う旨の通知を行うものとする。

オ 助成金の概算払

取組実施者は、概算払を受けようとする場合には、支援事業助成要領に定められた様式により概算払請求を行い、事業実施主体は、経営改善取組計画の進捗状況を考慮の上、必要と認められる額を概算払により交付することができるものとする。

カ 事業実績の報告及び助成金の精算払

(ア) 取組実施者は事業終了後遅滞なく、支援事業助成要領に定める様式により経営改善保管運送費支援事業実績報告書（以下「実績報告書」という。）を作成し、事業実施主体に提出するとともに、支援事業助成要領に定められた精算払請求書により、事業実施主体に助成金の交付を申請するものとする。ただし、水産加工協等を経由して計画書を提出した取組実施者にあつては、水産加工協等を経由して助成金の申請を行うものとする。

(イ) 事業実施主体は、実績報告書の内容を審査し、経営改善取組計画の実施に要したと認められる経費について精査の上、助成金の額を確定し、取組実施者に対して助成金を交付するものとする。

キ 水産加工業経営改善支援事業実施報告

事業実施主体は、取組実施者に対する助成が完了した場合には、別記様式第5号により、水産加工業経営改善支援事業実施報告書を作成し、速やかに水産庁長官に報告するものとする。

(4) 経営改善取組計画の実施状況調査

事業実施主体及び経営診断委員会は、必要に応じて経営改善取組計画の実施状況について調査を行い、取組実施者に対して助言又は指導を行うことができるものとする。

(5) 本事業においては、第2の1の規定は適用しない。

7-3-(1)～8-6 (略)

附 則（平成27年4月9日26水港第4030号）

1 この改正は、平成27年4月9日から施行する。

2 平成26年度予算に係る改正前の規定により行うこととされている報告等については、なお、従前の例によることとする。